

おかやま快適安心まちづくり推進プラン

～ 住む人が 使う人が つくるまち ～

目次

はじめに	1
本プランの位置づけ	2
まちづくりにおけるおかやまの現状と課題	2
おかやま快適安心まちづくり推進プラン	
Ⅰ まちづくり推進の基本的方向	3
1. 地域の個性を磨き主張すること	
2. 参加しやすい制度と仕組みをつくること	
3. 好みにかなう住まいや地域をつくること	
4. まちづくりに民間投資を誘導すること	
5. まちづくりの目的を共有すること	
Ⅱ 快適安心まちづくりの目標	5
1. 目指す社会像	
2. 基本理念	
3. 基本目標	
4. まちづくりの視点	
5. 役割の分担	
Ⅲ まちづくり行動計画	9
1. 快適安心社会おかやまの実現	
（1）活動の土壌となる仕組み	
（2）重点的に実施する施策・事業	
2. 安全ネット社会おかやまの実現	
（1）重点的に実施する施策・事業	
3. 重点的に実施する施策・事業の内容	
Ⅳ 総合的な推進方策（段階的な「参加の仕組み」の構築）	17
資料編	21
□重点的に実施する施策・事業の内容	
□参加の仕組み（まちづくり推進機構）のイメージ図	
□別表「施策の一覧表」	
□その他の施策・事業の概要	
□県民の皆さんからいただいた主な意見	
□「おかやま快適安心まちづくり推進プラン」策定の流れ	
□岡山の現状を表す指標	
□用語の解説	

はじめに

「まち」は、居住や経済活動の面から見れば生活や生産の基盤であり、同時に、観光など交流の場として大切な空間でもあります。今後のまちづくりは、それぞれの地域・地区の範囲にとらわれない多様な主体が参加・協力しながら進めていくことがとりわけ重要と考えます。

このため、岡山県では、多様な主体が参加しながら、誰もが安心して住み、自由に出かけられる人にやさしく快適で安心なまちづくりを推進する指針「おかやま快適安心まちづくり推進プラン」の策定を進めてきました。

平成15年3月31日には、外部の有識者で構成するおかやま快適安心まちづくり推進プラン策定委員会より、「おかやまにおける快適安心まちづくりの推進について（快適・安心・安全なまちづくりのあり方、まちづくりの具体的施策・事業、まちづくりの総合的な推進方策）」の答申を受け、今後のまちづくりに対する様々な提案をいただきました。

これをもとにプランの策定作業を進め、プラン案に対する県民意見の募集を経て、この度策定に至りました。本プランは、主に居住・生活空間の整備に関するアプローチからのまちづくりのあり方について示したもので、市町村合併後の新しい枠組みでの、各市町村のまちづくりビジョンの立案や実行するためのツールとして活用されることも期待しています。

本プランは、次の3つの事項を柱として構成しています。

まず、まちづくりの現状について参加と役割分担の仕組みが確立されていないということと、積極的なまちづくりこそ地域発展のカギであることを共通の認識として、多様な主体がまちづくり推進に取り組む上での理念や視点を示した上で、まちづくりにおける岡山県という地域のめざす姿として「住む人が・使う人がつくるまち」を基本理念においています。このためこの基本理念を、プランのタイトルに掲げました。

2つめに、まちづくりへの参加と役割分担の仕組みとして、「まちづくり推進機構（仮称）」の整備を大きな柱として掲げ、これをまちづくり活動の「土壌」とすることで、各地のまちづくりを積極的に推進していくこととしています。まちづくり推進機構は、誰もが使いやすく、開かれたものとなるよう、ボトムアップ的な整備手法を想定しています。

3つめには、多様な主体の参加を促し、具体的に快適安心なまちを実現していくための先導的な施策・事業を、行動計画として定め、県民・NPO・企業・行政等が、それぞれの役割を担いながら推進していくこととしています。

本プランの位置づけ

「まち」は、居住や経済活動の面から見れば生活や生産の基盤であると同時に、観光など交流の場として大切な空間でもあります。本プランは、本県の今後のまちづくりが、それぞれの地域・地区の範囲にとらわれない多様な主体が参加・協力しながら進めていくことがとりわけ重要であるとの観点から、参加の仕組みにより、まちづくりを推進するための指針として定めたものです。

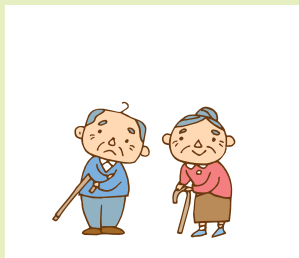
また、平成13年度に県が策定した上位計画である「新世紀おかやま夢づくりプラン」の「やさしさのまちづくり」に関する実行計画の位置づけをもっています。

まちづくりにおけるおかやまの現状と課題

まちづくりに関する岡山県の現状を見ると、様々なニーズや課題があり、これに的確に対応しながらまちづくりを進める必要があります。

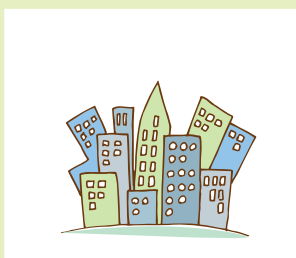
少子高齢化社会の到来

少子高齢化社会の到来が確実なものとなっている今、子どもからお年寄りまで、誰にでも使いやすく人にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。



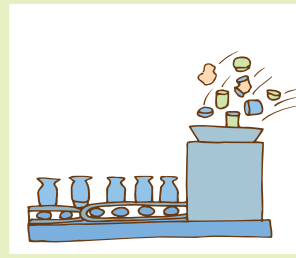
都市部への人口集中

住んでいる場所にかかわらず、全ての県民が、一定レベル以上の社会サービスを受用できる環境を整備することが重要です。



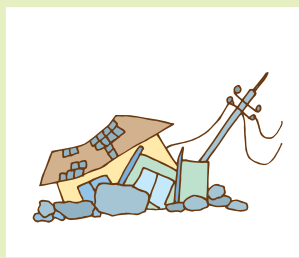
循環型社会への転換

地球環境に優しい、資源循環を基調とした住まいづくり、まちづくりが求められています。



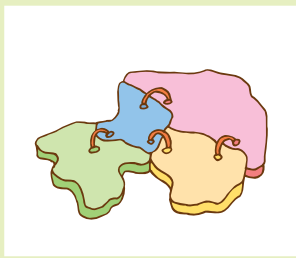
災害への対策

西日本は地震活動期に入ったと言われている今、災害に強い安全なまちづくりを進めていく必要があります。



市町村合併

市町村合併後の新たな枠組みの中で、まちづくりのビジョンを立てる必要があります。



社会参加の意識の高まり

まちづくり活動におけるボランティア活動が、今後の社会において一層大切な役割を果たすことが期待され、これからのまちづくりには、県民・NPO・企業など民間と行政が、パートナーシップで手を携えて活動していくことが重要です。



※関係のデータ等は資料編（p42）参照

おかやま快適安心まちづくり推進プラン

I まちづくり推進の基本的方向

今日の社会情勢や人々のニーズを踏まえ、次の5つのことに留意してまちづくりを推進することとします。

1. 地域の個性を磨き主張すること

今日の社会を取り巻く情勢は、あらゆる分野でグローバル化が進行する中、一方では、地域の個性を認め合うローカライゼーションの重要性も高まっています。

この世界中どこでも通用するグローバル化されたルールやシステムを使いこなし、世界のどこにもない地域の個性を売り出せば、大きな発展の可能性が見込まれますが、その波に呑み込まれ、どこにでもある一地方として埋没するおそれもあります。

魅力に満ちた豊かな地域社会を創造していくためには、グローバル化の利点を最大限に活用しつつ、地域の特性を生かした個性ある空間づくりに積極的に取り組んでいくことが重要です。

2. 参加しやすい制度と仕組みをつくること

まちづくりが、県民のニーズに的確に対応できるものとなるためには、いろいろな人がまちづくりの主体として活発に活動し、その相互作用の中で「まち」の形が出来てゆくことが必要です。

そのため、多くのまちづくりの主体が参画するための、わかりやすい参加の仕組みが必要です。

3. 好みにかなう住まいや地域をつくること

県内の各地域・地区が明確な個性を持ち、様々な個人の住まい方に最もかなう地域や地区を選択できることが、快適生活県おかやまの地域としてのあり方として重要です。

また、生まれついた場所へ一生住み続ける、あるいは住まいや、それを構える土地を資産として所有する、といった土地に対する執着心が低下し、価値観が多様化している今日の社会情勢を好機ととらえ、多様な居住のあり方を提供できることが重要です。

- ◎地域に埋もれている優れた資源、能力を発見・発掘
- ◎それが地元で暮らす人々にとっては当たり前のもので、外部の人の視点も借りてその価値や意味の掘り起こし
- ◎それを地域の個性として磨き上げ、空間の魅力とする
- ◎地域のメッセージとして空間の魅力を発信し、地域の外へ主張



- ◎参加の仕組みは、わかりやすく開かれたもの
- ◎まちづくりの活動を支援したり、街を形成してゆくための道具となる助成制度や都市計画手法等のまちづくりに関わる様々な制度を簡便に、使えるものとして整理
- ◎街中への定住促進
- ◎ライフステージや地域の特性に応じた住宅供給
- ◎選択することが可能な住宅の供給
- ◎景観を楽しみながら住める環境
- ◎歩いて暮せる環境
- ◎安心して安全に暮らせる快適な環境
- ◎都市と農山漁村を自由に往来・滞在できる居住のあり方



Ⅱ 快適安心まちづくりの目標

1. 目指す社会像

岡山県が目指す方向は、長期ビジョンに掲げる「快適生活県おかやま」（人が輝くおかやま、心やすらぐおかやま、活力に満ちたおかやま、交流が広がるおかやま）であり、まちづくりに関して言えば、「住む人が・使う人がまちをつくることのできる地域」と考えます。

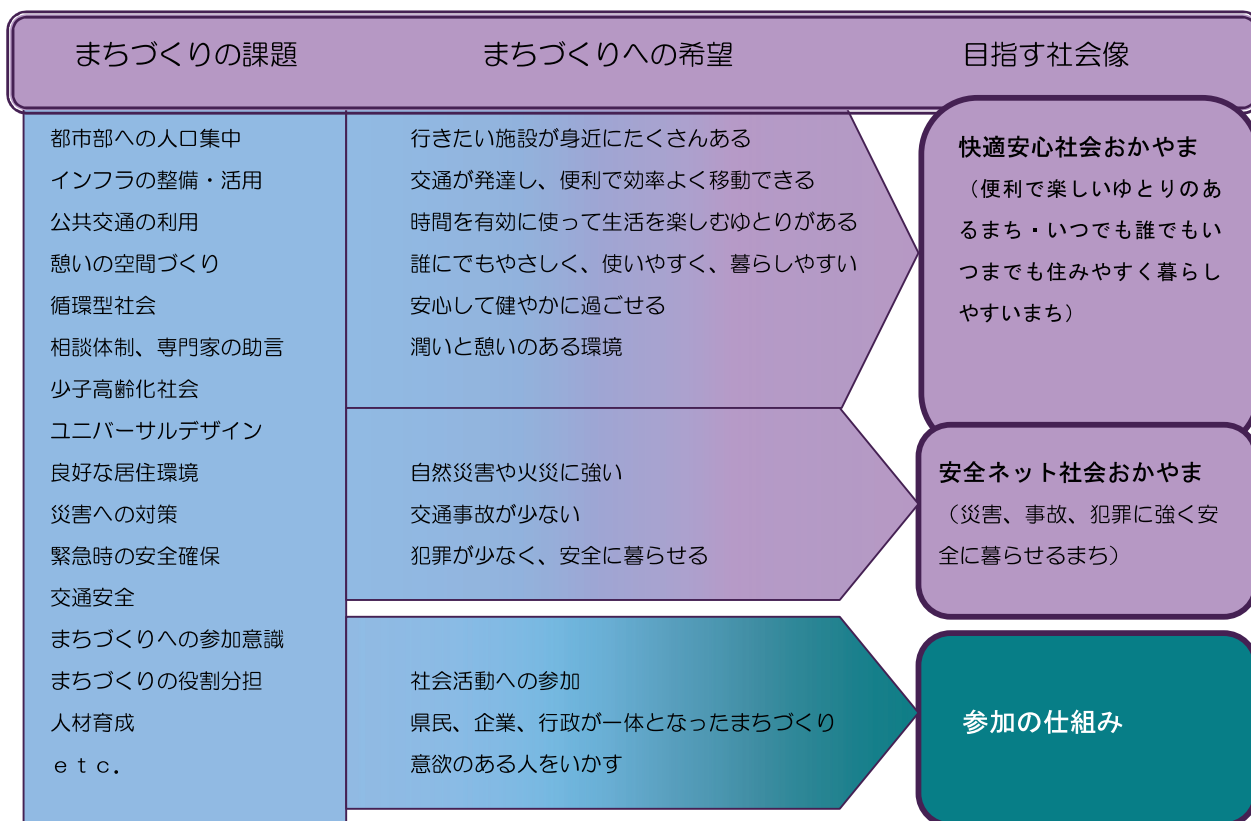
このプランでは、次の2つの社会像を実現することを目指して、いろいろなまちづくりの活動を行うこととしています。

① 快適安心社会おかやま

（便利で楽しくゆとりのあるまち。いつでも誰でもいつまでも住みやすく暮らしやすいまち）

② 安全ネット社会おかやま

（災害、事故、犯罪に強く安全に暮らせるまち）



2. 基本理念

“快適”、“安心”、“安全”とはまちづくりでどのような意味を持っているのでしょうか。本プランではその意義を次のように定義づけ、快適・安心・安全まちづくりの基本理念としています。

①「快適」

主に現在の状態を対象として快適性・利便性・選択可能性の向上を図るものです。

②「安心」

将来の状態を含め生活の不安をなくすため、職業・趣味・ボランティア等、多様な活動の場を創造し、年をとっても、障害を得ても普通に暮せる生活空間の整備を行なうものです。

③「安全」

地震・火災等の災害や犯罪に強く安心な状態をつくりあげるもので、行政が主体となった取り組みが必要であると考えられます。

すなわち、快適で安心なまちは、基本的な安全性をもった地域の上に「**住んでいる人（住みたい人）が、使う人（使いたい人）がつくるまち**」であると言えるのではないのでしょうか。

このような意義にかんがみ、快適・安心・安全まちづくりは、心の充足感が得られる生活空間を創造するため、ハードとソフトを両立させて、快適で安心できる建物づくり、まちづくりを、実効性を高めながら官民協働（パートナーシップ）で総合的に推進すべきものです。

また、快適安心まちづくりの意義から、次のことを共通の理念として尊重し、取り組んでいきます。

- ①ユニバーサルデザイン（UD）の考え方を取り入れること
- ②身近な生活空間の様々なニーズへ対応すること
- ③多様な地域における住民主体の活動のネットワーク化を図ること

3. 基本目標

目指す2つの社会像を実現するために、多様なまちづくり主体が、様々な活動を行っていかねばなりません。

活動を行う上で、次のことを基本目標に掲げ取り組んでいくこととします。

- ①まちづくりに参加しやすい制度や仕組みをつくる
- ②まちづくりの目的を共有する
- ③好みにかなう住まいや地域をつくる（選択的居住を実現する）
- ④民間投資をまちづくりに誘導する（コミュニティビジネスとして企業化を促す）

4. まちづくりの視点

まちづくりの活動が一時的なものに終わることなく、より多くの人に参加して継続的に行われるように、本プランの基本理念・基本目標等を、参加する全ての人が共通の視点として認識し、取り組んでいくこととします。

「住んでいる人（住みたい人）が、使う人（使いたい人）
がつくるまち」

①地域の個性を磨き主張する

②まちづくりに参加しやすい制度や仕組みをつくる

③まちづくりの目的を共有する

④好みにかなう住まいや地域をつくる（選択的居住を実現する）

⑤民間投資をまちづくりに誘導する（コミュニティビジネスとして企業化を促す）

⑥ユニバーサルデザイン(UD)の考え方を取り入れる

⑦身近な生活空間の様々なニーズへ対応する

⑧多様な地域における住民主体の活動のネットワーク化を図る

5. 役割の分担

(1) 県民・NPO

ボランティア活動などの社会参加の場が、ひとつの自己実現の場であるという意識が高まっている今日、県民やNPOが、快適安心な生活空間の実現は自らの問題と捉え、アイデアと意欲の主体として、地域のまちづくり活動を積極的に企画し、また参画することが期待されます。

(2) 企業

企業は、地域に根ざした活動として、持っている豊富な技術・ノウハウ・人材の提供や、基金又はスポンサー等の資金的な面での主体として、地域のまちづくりに参加することが期待されます。

企業としては、埋もれていた社会ニーズが、県民・NPOと企業の協働により顕在化された場合、まちづくり活動における地域サービスを、新たなビジネスとして展開させることが可能となり、大きなメリットともなると考えられます。

(3) 行政

行政は、社会基盤の整備のほか、地域の基本的な安全の基盤をつくる主体として、また、県民・NPO・企業等の快適安心なまちづくり活動を推進する仕組み（基盤）を構築し、十分に機能させる調整役として、まちづくりに取り組みます。

i) 県

県土の演出家（プロデューサー）として、市町村や民間の自発的な活動を刺激する先導的施策の実施や、まちづくりを広域的・総合的に推進するための条件（基盤・仕組み・制度）整備など、スタートアップとしての取り組みを行なう役割を担います。

また、安全に暮らすための基盤である安全ネットの構築を引き続き行なう必要があります。

ii) 市町村

地域・地区のまちづくりに関し自治体としての責任の主体は市町村であり、市町村はより一層個性を明確にした地域づくりを自らの手で積極的に展開する必要があります。

このため、引き続き社会基盤を整備すると共に、県と連携してスタートアップの取り組みを実施し、将来各地域の演出家（プロデューサー）として、独自の制度整備や地域住民参画によるまちづくりの企画・調整等の取り組みを行います。

(2) 重点的に実施する施策・事業

快適安心なまち、すなわち「住んでいる人、使う人がつくるまち」を実現するために、現状と課題を踏まえながら、「まちづくり推進機構」の設置を念頭に、4つの基本目標を掲げ、これについて様々な施策を講じていきます。(資料編：別表「施策の一覧表」)

その中でも、次の8つの施策・事業を重点的に実施していきます。

快適安心基本目標 1

まちづくりに参加しやすい制度や仕組みづくり

(誰もが気軽に参加できる開かれた仕組みとまちづくりに携わる人材の育成)

永続的なまちづくりを推進するには、まちづくりに関しノウハウを持つ多くの人材が必要です。現状では、ノウハウを持つ人材の数が限られているため、活動への参加をとおして、新たな人材が各地で育っていく必要があります。そのためには、誰もが気軽に参加し、わかりやすく知識や経験を積むことができるワークショップを積極的に展開することが効果的であるため、これを支援する仕組みをつくります。

ワークショップは、地域のマップづくりや、まちづくりのいろいろな計画案づくりなどの場面で、多くの人が集まって、自由に(時にはゲーム感覚で楽しみながら)アイデアを出し合い、意志決定が行える会議のことです。

このような経験を通じ、地域のNPOが公共事業を行政に対し提案し、実施していくといった取り組み等へ発展させてゆきます。また、まちづくりに関わろうとしている人々が、気軽に入っていけ、ノウハウを持つ人たちから適切な情報やアドバイスを受けられる、外に開かれた、あらゆる分野の活動に対応可能な仕組みをつくります。

施策・事業 1 「まちづくり推進機構」

資料編 p23

まちづくり活動の「土壌」となるまちづくり推進機構を整備していきます。

施策・事業 2 「まちづくりツールボックス」

資料編 p24

ワークショップ等の実施に便利な、カードなどの小道具・プレゼン用道具、まちづくりに関する様々な制度等の情報を一式パッケージした「ツールボックス」を整備して貸し出すとともに、リーダーの登録・派遣等により、県内各地でワークショップが行われ、まちづくりに対する知識や経験を持つ人材を増やしていきます。

また、誰もが参加しやすい仕組みとしてワークショップの展開やまちづくり相談の窓口として機能します。まちづくりの活動をしているグループやしたいと思っているグループが、そこへ行けば、まちづくりの制度やアイデア・手法・事例など様々な情報やアドバイスを受けられ、交流が図れるような窓口となります。

まちづくりの目的の共有

(まちづくりに対する参加意欲の醸成と目的の共有による都市と農村等地域間交流の促進)

まちづくりに関わろうとする人々は、各地域の個別の課題に取り組むため、グループを作り、資金的にも苦労しながら、それぞれが地道に活動しているのが現状です。

総合的にまちづくりを推進するための推進機構は、汎用性のある仕組みとしてあらゆる分野の活動を芽吹かせ支援するものですが、現実^{ほんようせい}にこれが機能し、活動の輪を広げていけるには、活動の主体である「人」が、共通の理念や目標を持ち、支え合ってまちづくりに取り組むことが重要です。

このため、まちづくりの理念を明確に示し、目的を共有しながら県民一人一人が支え合う制度をつくります。

施策・事業3 「プログラム登録制度」

資料編 p25

プランに掲げるまちづくりの共通の視点に合致するプログラムを登録し、プログラムの実施にあたり統一のネームロゴを使って、参加者が一体となって推進します。

施策・事業4 「まちづくりワンコイン基金」

資料編 p26

まちづくりには資金が必要であることを認識し、一人一人がこれを支え、参加していることが感じられる仕組みとして、基金を設置します。誰もが参加しやすいものとするために、ワンコイン基金(100円or500円)とし、まちづくり活動を支援することに使い県民に還元していきます。基金を運営する機関からは、出資した人へ活動のニュースなどの会報を届け、目的の共有を継続します。



選択的居住の実現

- ① 住み替えの促進
- ② 個人のニーズに合った住宅の供給
- ③ 街中への定住促進
- ④ 住宅取得時のコスト低減
- ⑤ 複数地域居住の支援

「住む人がつくるまち」の実現のためには、風土やまちづくりの目的等に共感できる地域を選び居住できることが必要です。すなわち、風土やまちづくりの目的に共感し、その地域を選んだ人々が集まり住み、まちをつくります。

この共感できる地域や住まい方に対するニーズは、人々のライフステージに合わせて変化していくものです。職場がそこへあるために住み続けなければならない制約、持家を持ったがために簡単に売ることもできず住み続ける制約、引っ越そうにも好みの条件に合う適当な賃貸住宅が無い制約など、共感できる地域へ住むことがかなわない現状があります。

また、基本的な生活をする住まいを持ちながらも農村部にもう一つ適当な住まいを持って豊かな自然の中で畑作りをしたいといった多様なニーズがあるが、これを簡単にかなえられるような仕組みがないのも現状です。

このため、人々が住まいを考える際の選択肢（メニュー）を増やし、ニーズに応じて地域や住まいを選択して住まうことを可能とする施策が必要です。

① 住み替えの促進

今の住まいから移り、住み替えたいという希望がありながら、理想とする地に適当な広さの土地がない、あるいは現在の住まいを建替えたいが敷地が狭小でこれがかなわず我慢しているという状況があります。このため、所有者が異なる複数の土地を活用して、適切な広さの宅地に再生させるような新しいしくみを考えてみる必要があります。

② 個人のニーズに合った住宅の供給

住まいに対する個人のニーズは多様化・高度化していますが、住まいづくりそのものは専門的な知識や経験が必要な分野であり、専門家の知識や技術を活かして人々の多様な要望に応えられる仕組みをつくる必要があります。

③ 街中への定住促進

都市の空洞化をくい止め、街中へ人が移り住み定住するような施策が求められます。そのために、職住近接の実現や共働き夫婦等の子育てを支援する施策を講じることや、歩行者空間など公共的な施設のバリアフリー化により安心して暮らせる環境作りが必要と考えられます。

④住宅取得時のコスト低減

住まいについての価値観を「所有」から「利用」へ転換し、未だ十分には普及していない定期借地借家制度の活用を広めてゆき、新しい住まいに移り住む際のコストの低減を図ります。

⑤複数地域居住の支援

高速交通網の充実とIT基盤の利点を活かして、複数の共感できる地域に住まいを持ち生活する複数地域居住を、推進機構における登録バンクと在宅オフィス等(SOHO)やセキュリティシステムを利用して支援します。農山漁村の地域では、農業体験の場や農地等を利用することが可能な住宅の供給などにより、複数地域居住希望者の受け入れを支援します。

施策・事業5 「住まいづくり支援バンク」

資料編 p27

住まいづくりに関わる専門家や企業、材料、ものなどを登録した人と情報のバンクを設け、これを紹介し調整(コーディネート)することで、県民の住まいに対する様々な要望をかなえられる仕組みとします。登録するものは得意分野ごとの業者や、空き家、古材、地産品など様々な内容が考えられますが、登録にあたっての一定のルールや審査基準の整備、事後の評価手法の確立など、消費者の信用を得られるかたちで取り組みます。

施策・事業6 「福祉のまちづくり」

資料編 p28

福祉のまちづくり条例に基づき、心、情報、物の3つのバリアを取り除いた社会の実現に向け、高齢者、障害者をはじめ、だれもが自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活することができる住みよい福祉のまちづくりを推進します。

民間投資の誘導

- ①良好な景観形成等魅力ある環境作り
- ②企業活動の触発
- ③民間投資を促すインセンティブの付与

まちづくりの活動を企業化することで、民間の投資を期待したいところですが、現状では 住民の地道なまちづくりが開発業者の大規模な開発と対立していたり、まちづくり活動の演出が不足しています。

また、その地域の顔とも言える都市景観が資源となっていない、あるいは破壊され、都市観光が成立していないなど、地域の魅力やビジネスに繋がるような要素が見えてこないという問題があります。

このため、投資意欲をかき立てるような魅力ある地域づくりや、コミュニティビジネスなど新しい市場を開拓できる可能性を生む制度などをつくります。

- ①良好な景観形成等魅力ある環境作り

投資意欲を起すような魅力にあふれたまちを創造するために、一定のまとまりのある地域で、手作りのまちづくりの社会実験的な施策や景観形成を誘導する制度作りを行ないます。

- ②企業活動の触発

岡山の個性を発揮して、商品としての価値を高めたり、資材等の新しい流通や販路拡大など、企業の活動を活性化させるような制度をつくります。

- ③民間投資を促すインセンティブの付与

個人的ボランティアによるまちづくりには限界があり、企業の参加など、民間投資を直接的に促すような取り組みが必要です。このため、まちづくりに貢献するような企業活動に対しては、社会貢献優良企業としての位置づけの付与や、建築物の建築規制緩和など、インセンティブを与えるような制度づくりを行ないます。

施策・事業7 「コーポラティブまちづくり」

資料編 p29

計画段階から住み手が集まって話し合い、ルールやデザインを決める協働（コーポラティブ）の手法で、「住む人がつくるまち」を実践します。岡山型のまちづくり特区（ここでは参加型まちづくりのモデルとなる地区の意）として、平面的に戸建て住宅が立ち並ぶ場合の準公共空間（セミパブリック空間）をデザインする手法を、モデル事業として実施していきます。

施策・事業8 「街並みコミッショナー制度」

資料編 p30

都市デザイン等、有能な専門家をコミッショナーとして登録し、一定の地域のまちづくりデザインに関する権限を与え、この誘導の下にまちづくりを行うことでまとまりのある良好な街並みや個性的な街並みの形成を図ります。

2. 安全ネット社会おかやまの実現

(1) 重点的に実施する施策・事業

「住んでいる人が、使う人がつくるまち」は、基本的な安全性をもった地域の上につくり上げられるもので安全の基盤づくりが前提となります。このため、個々人の力のみでは対処し得ない災害や犯罪などの危機から人命や財産を守る安全ネット社会の構築を目指して、引き続き行政が主体となり、3つの基本目標を掲げ必要な施策を講じていきます。その中でも、次の3つの施策・事業を重点的に実施していきます。

安全基本目標 1

災害に強いまちの構築

今後発生が予測される南海地震等をはじめとした大規模災害等による被害を最小限にとどめるため、IT等の活用により迅速的確な対応を目的とした災害対策本部機能の強化・充実、中四国における広域的な防災体制の連携強化、自主防災組織の育成強化、備蓄等の地域危機管理基盤の整備など危機管理体制の強化を行うとともに、建築物の耐震化の促進や、適切な防災に関する情報の提供などを実施していきます。

施策・事業 1 「耐震まちづくり推進事業」

資料編 p31

大地震での人的、経済的被害を軽減するため、建築物の耐震化を進めます。

・木造住宅耐震診断

古い基準の木造住宅の耐震性向上の重要性を普及啓発するため、耐震診断の費用補助や診断する専門家の派遣を行ないます。

・建築物耐震改修促進事業

住宅の耐震改修の促進や、南海地震等特措法に合わせた建築物の耐震対策の方針・計画策定による耐震対策の計画的な実施を行ないます。

安全基本目標 2

治安の良いまちの構築

犯罪を未然に防ぐ環境作りや、地域の人々の協力で地域安全活動などを推進し、治安の良い安心して住めるまちをつくります。

施策・事業 2 「犯罪等対策の強化」

資料編 p32

県が平成14年度に策定した「犯罪防止のためのセキュリティ・デザイン指針」の普及を図り、道路・公園・便所等の公共的施設周辺における犯罪の防止や安心して暮らせる住宅の整備を促進します。

また、平成14年度に設立された「岡山県安全・安心まちづくり推進協議会」の活動を通じて、県民と協働して犯罪等を抑止する地域安全活動を推進します。

住む人が守るまちの構築

安全ネットの構築においても、細やかに目配りすることやマンパワーが必要なものなど、行政では対応しにくい内容について、自治会、NPO、ボランティア団体等を活用し、住む人自らの手による取り組みも必要です。

施策・事業3 「まちづくり評価・監視システム」

資料編 p33

NPOやボランティア団体等が、企業活動等の監視（モニタリング）役をつとめ、企業が所有する工事監理データ等消費者の生活に関わる情報や業者の格付けの公表を行ったりします。また、まちづくりの評価や、企業と消費者の間に立って相談・調停役を果たすなど、行政にはできない様々な取り組みを行うことで、欠陥住宅の発生を防ぐなど安全なまちづくりの一翼を担います。

3. 重点的に実施する施策・事業の内容

重点的に実施する合計11の施策・事業については、実施内容・役割の分担・ねらい・効果・実施時期・評価指標・達成目標値及び指標の考え方をそれぞれ整理して推進していきます。

事業の効果や達成度を評価する指標は、県民の皆さんの生活にもたらされる効果で、必ずしもその施策事業から直接的にもたらされるものに限定されず、それをきっかけとして生まれる間接的な効果も含んだ指標を原則としますが、適当なものがない場合については、施策事業の実施で直接的に現れる効果や現象を表す指標を設定します。

IV 総合的な推進方策（段階的な「参加の仕組み」の構築）

まちづくりでは、自らの意欲とアイデアをもって、県民のみなさんがまちづくり主体の一員として、「汗を流して作る」「そのプロセスを楽しむ」ことが大きな成果に結びつきます。一つの目標を実現しその達成感や充実感を味わえば、地域に対する愛着や誇りをもって更にまちづくりが促進されていくことでしょう。

そこで、より多くの県民や企業、NPO等がまちづくり活動に参加していくためには、この参加の意欲やエネルギーをうまく活動につなげていける環境として、「まちづくり推進機構」を設置し、持続性のある仕組みとしての機能を果たしていくことが不可欠です。

推進機構は、多様な主体が参加可能な汎用性を持つことと、それ自身が自立運営できるものであることが望ましく、これには①行政等の支援による立上げ段階、②ノウハウを蓄積しながら自立運営するまでの整備・成長段階、そして「まちづくり推進機構のイメージ図」のように、③自立し各地域のエリアセンターと結びつく将来の発展段階と、段階的につくり上げていく必要があります。

1 まちづくり推進機構の立上げ段階

推進機構の基礎的な機能である「情報バンク」は、推進機構を立ち上げる以前から整備していかなければなりません。

まちづくり推進機構では、NPOやまちづくりに関わる団体などの、まちづくり主体及びその活動状況についての情報を収集整理します。

もう一つ重要な情報として、県内でこれまでに行なわれてきたまちづくりに関わる人材養成の実績や、そこを巣立った人々がその後どのような活動をしているかという、人についての情報を整理する必要もあります。

これらの情報を収集整理し、まちづくりに関するいわば「電話帳」のようなデータベースをつくります。推進機構を立ち上げた時には、初めからこのデータベースによる人・情報等のバンクが機能しなければなりません。準備段階でのデータベースを構築する作業は、県内の広範囲での活動情報を扱う性格から、行政がその役割の中心を担うことが期待されます。

データベースは、常に新しく、利用性の高いものにその内容を更新していきます。

まちづくり推進機構の立上げは、まちづくり活動を今行っている、あるいはしたいと思っている人・団体と、まちづくりのノウハウを提供したいと考えている人・団体及び行政が、お互いの情報を共有したり交流を行なっていく中で、準備的なものとして、NPO的な性格の組織を発足することから始めます。

その後、準備的に立ち上げた組織が、まちづくり活動を実践しながら推進機構に必要な機能を備えていくこととなります。

初期の段階で行なう活動（施策）は、スタートアップ・啓発的なものをモデル的・実験的に取り組みます。この施策の実践を通じて、推進機構の機能や役割、運営の仕方等についての考え方も修正を加えて行く必要があるでしょう。

このように、推進機構は、まちづくりに関わる人々の交流を通じ、強い熱意を持って、ボトムアップ的に誕生していきます。

財政的な面に関しては、参加者の負担と同時に行政による支援も必要と考えます。また、「ツールボックス」の整備など、スタートアップとなる先導的な施策の実施においても、行政の側面的支援が不可欠でしょう。

こうして誕生した推進機構は、基本的な機能を働かせ、いろいろな活動を実践し、まちづくりや運営のノウハウを蓄積しながら次のステップへと成長していきます。

2 まちづくり推進機構の整備・成長段階

次の段階として、基本的な部分が軌道に乗った後は、人材育成などのオプション的機能を充実することや、運営資金等の安定した財源確保を図り、自立運営を目指した活動に重点をおく必要があります。

まちづくりには資金が必要です。

このため、まちづくりへ参加する人の目的意識や責任意識、参加意欲を高めるであろう地域通貨等の活用や、実際に財源を確保する手段として、まちづくりのワンコイン基金を設置し、多くの住民が推進機構へ資本参加することが重要です。

また、まちづくり主体として推進機構に登録する企業等の登録フィーや、企業とNPOの橋渡しをし、コーディネートすることへの手数料など、まちづくり活動をコミュニティビジネスとして展開していく中で収益を上げ、行政等の財政支援を頼らず運営できる必要があります。

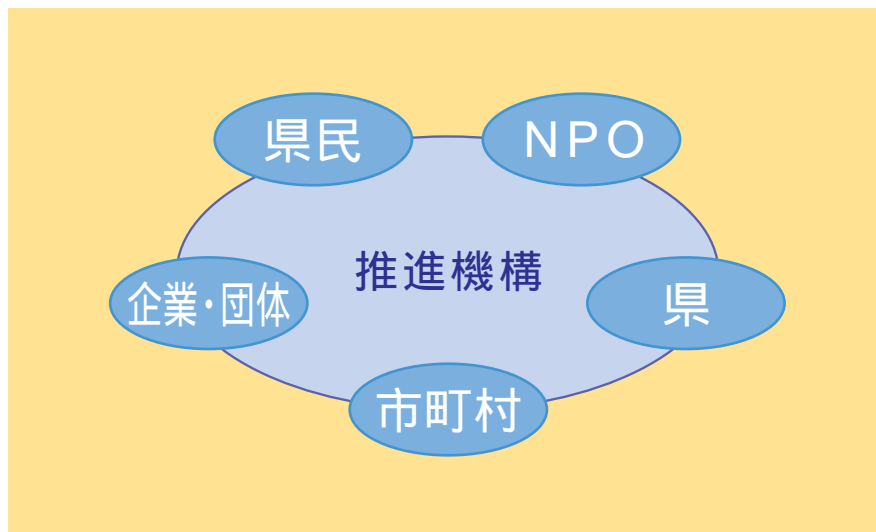
3 まちづくり推進機構の自立・発展段階

推進機構が自立し運営を維持するためには、コミュニティビジネスとしての地域サービスを幅広く行なうことが有効ですが、その際には、サービスを受ける側（受益者）が費用を負担することを基本とします。

推進機構の母体のあり方は、この仕組みが県民や団体・企業等のすそ野の広い支持により初めて成立することから、住民の持株会社的な形態（出資とともに運営に主体的に参加する）が望ましいものと考えられます。

県内を総合的に管轄するこの推進機構が軌道に乗った後は、各地域（エリア）ごとに同様の組織が立ち上がり、相互にネットワークとして機能することが望めます。

まちづくりを広域的・継続的に推進するための将来の推進機構の姿は、この機能を各地のまちづくり主体が活発に利用することにより、各主体間の相互交流が活性化され、そのことにより新しいビジネスが生まれ、結果として、自立して機能し、運営が永続されているものです。

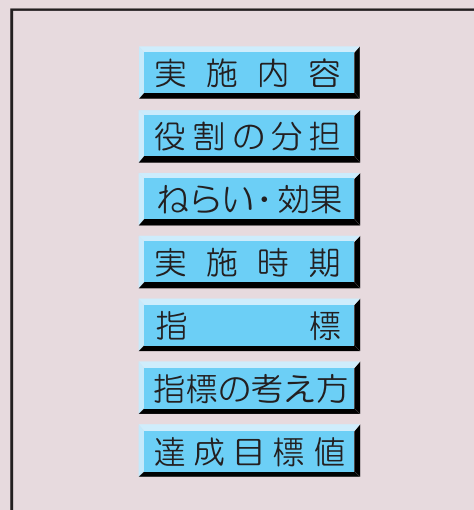


資料編

- 重点的に実施する施策・事業の内容
- 参加の仕組み（まちづくり推進機構）のイメージ図
- 別表「施策の一覧表」
- その他の施策・事業の概要
- 県民の皆さんからいただいた主な意見
- 「おかやま快適安心まちづくり推進プラン」策定の流れ
- 岡山の現状を表す指標
- 用語の解説

重点的に実施する施策・事業の内容

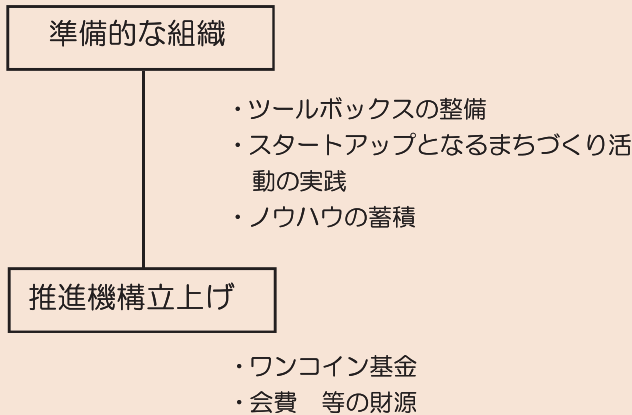
- 快適安心社会 8施策・事業
- 安全ネット社会 3施策・事業



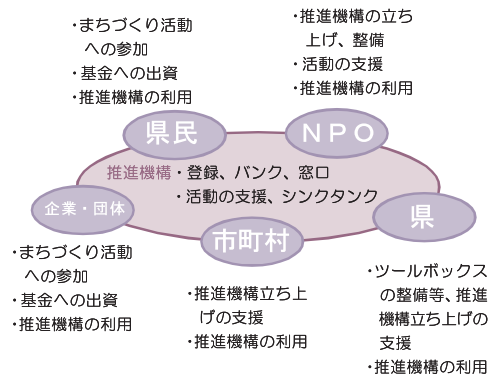
まちづくり推進機構

実施内容

- ・まちづくり活動の「土壌」となる仕組み「まちづくり推進機構」を整備します。
- ・備えている機能
 - ◎「人」、「知識」、「情報」のバンク
 - 相談の窓口
 - 人材育成
 - まちづくり活動の支援
 - シンクタンク 等
- ・整備手法



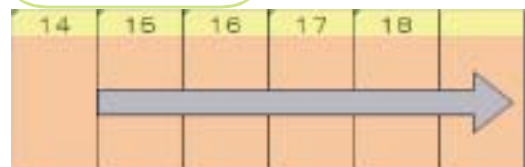
役割の分担



ねらい・効果

- ・各地域のまちづくり活動が育ち、活発になります
- ・企業等との橋渡しをすることで、新たなビジネスが生まれる可能性があります。
- ・各地のまちづくり主体が相互交流を行い、持続性のある仕組みとして機能します。

実施時期



指標

- ・まちづくり推進機構の利用者数（電話、eメール、来場等で利用したのべ人数）

達成目標値

- ・H18・・・10,000人
- ・H22・・・20,000人

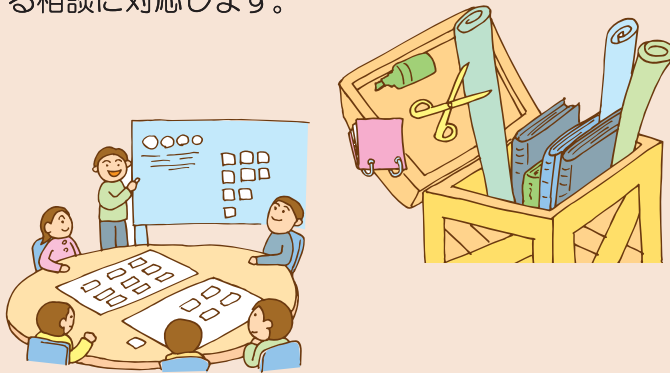
指標の考え方

土壌としての推進機構が、まちづくり主体に活用、必要とされるニーズを表します。

まちづくりツールボックス

実施内容

- ・ワークショップに必要な小道具、まちづくり制度等を説明するための道具、情報等を整備し、各地のまちづくり主体に貸し出します。
- ・ワークショップのリーダー役（ファシリテーター）になれる人材を登録し、各地のまちづくり活動の求めに応じて派遣します。
- ・まちづくり主体の名前や活動分野、アイデア、事例などを登録し、「何でも相談所」としてまちづくりに関する相談に対応します。



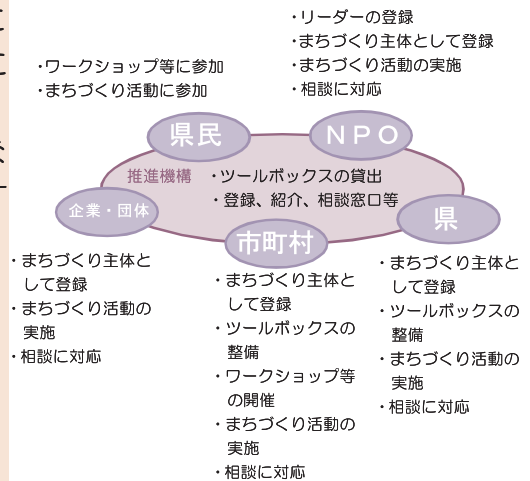
- ・ワークショップ等の活動テーマは、幅広く考えられます。
例：景観のルール作り、都市計画提案、地区計画、街角ウォーク、地域安全マップづくり、子ども絵マップコンクール等



指標の考え方

まちづくりに興味を持ち、活動を実践していこうとするニーズと、この参加の仕組みのしやすさを表します。

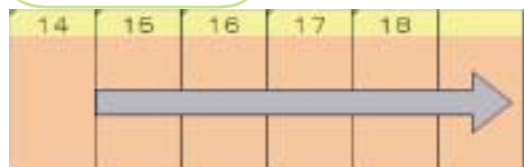
役割の分担



ねらい・効果

- ・現況：まちづくりの活動場面で、多数の意見をまとめたりアイデアを深めたりする作業に人々は不慣れであったり、ノウハウが不足していたり、一時的なイベントに終わったり、相談できる機関がないといった状況にあります。
- ・ワークショップ等の手法を円滑に行える体制をつくり、住民の意見やアイデアをまちづくりに反映させるとともに、人材を育てます。
- ・子どもからお年寄りまで誰もが参加できます。
- ・必要な情報や助言を得て、ノウハウを蓄積し、各地の活動主体間の交流が図れ、継続した取り組みを支援できます。

実施時期



指標

- ・ワークショップ等への年間ののべ参加者数

達成目標値

- ・H18・・・1,000人
- ・H22・・・4,000人

プログラム登録制度

実施内容

- ・本プランの理念に賛同する各まちづくり主体が実施する事業を、申請に基づき登録します。
- ・登録した活動は、統一のロゴを掲げて事業を実施することが可能となります。
- ・登録できるプログラムは、次の基本理念・視点に基づき行われるものです。

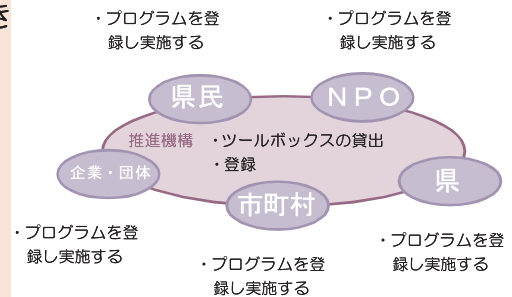
基本理念

■住む人が・使う人がつくるまち

視点

- ①地域の個性を磨き主張する
- ②参加しやすい制度や仕組みをつくる
- ③好みに適う住まいや地域をつくる
- ④まちづくりに民間投資を誘導する
- ⑤まちづくりの目的を共有する
- ⑥ユニバーサルデザインの考え方を取り入れる
- ⑦身近な生活空間の様々なニーズへ対応する
- ⑧多様な地域における住民主体の活動のネットワーク化を図る

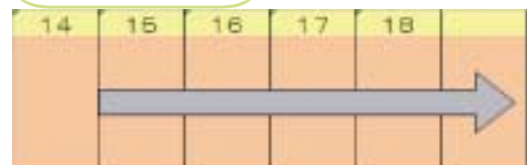
役割の分担



ねらい・効果

- ・本プランの理念、目的を普及啓発し、活動を広げていくことができます。
- ・まちづくりの目的を共有することにつながります。
- ・全県下で取り組む活動へ参加しているという連帯感、意欲が生まれます。
- ・民間での異業種間協働プロジェクト、産学官協働のプロジェクト等に発展していく可能性があります。

実施時期



指標

- ・登録したプログラムの数

達成目標値

- ・H18・・・30プログラム
- ・H22・・・100プログラム

指標の考え方

本プランの普及の度合いと、まちづくり主体が共通の目的で交流しながら活動の輪を広げたいというニーズを表します。

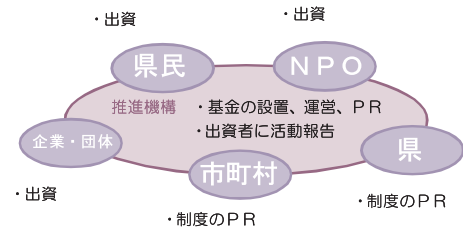
まちづくりワンコイン基金

実施内容

- ・本プランの理念や目的に賛同する人から出資を募る基金を設置します。
- ・幅広くいろいろな人が参加しやすくするために、ワンコイン制（100円または500円）とし、振込や、インターネットでの課金方式などの方法により集めます。
- ・出資した人を登録します。
- ・登録した人には、まちづくり活動の内容や、お金の使いみちを、会報を配布することで報告します。



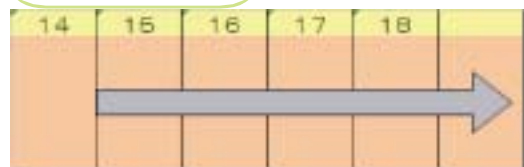
役割の分担



ねらい・効果

- ・現況：各地域でそれぞれのグループが、資金的に苦しみながら、ばらばらに活動している状況です。
- ・まちづくりの参加意欲をかき立て、共通の目的のもとに活動の輪を広げられます。
- ・推進機構の財源や活動費に充てられます。
- ・将来的には、各地のまちづくり活動を金銭的に支援する助成制度の創設の可能性があります。

実施時期



指標

- ・基金のお金を財源の一部に充てた、年間のまちづくり活動の数

達成目標値

- ・H18・・・10件
- ・H22・・・100件

指標の考え方

参加のニーズにより集められた基金により、出資者側へ還元された量を表します。

住まいづくり支援バンク

実施内容

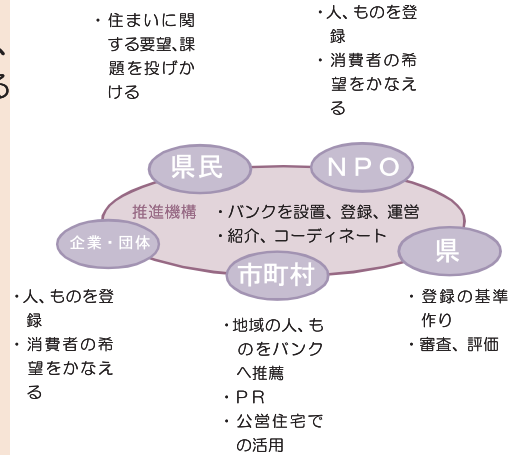
- ・ここでいうバンクは、お金ではなく情報バンクであり、人材バンクです。
- ・快適安心な住まいづくりに関わる専門家や企業、材料、もの等を登録し、これを紹介、コーディネートをすることで、消費者のニーズに応えます。
- ・バンクに登録する例
 - 得意分野ごとの設計者
 - リフォームの達人
 - マンション改修の専門家（コーディネーター）
 - 空き家、空きスペース
 - 古材
 - 地産品
 - 新技術
- ・登録は基準に基づき審査し、活動内容についても評価することで、一定の信頼を得られる形で実施していきます。



指標の考え方

住まいづくりに対する個人のニーズの多様さ、多さを表します。

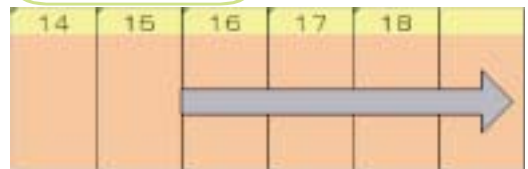
役割の分担



ねらい・効果

- ・現況: 住まいそのものや居住地に対する価値観が多様化する中で、消費者は自分のニーズを満たしてくれる専門家やもの、場所などがわからない状況です。
- ・紹介やコーディネートをすることで、消費者のニーズに応えます。
- ・信用が生まれます。
- ・企業活動が活性化されるとともに、潜在的なニーズを顕在化させ、新しいビジネスが生まれる可能性があります。

実施時期



指標

- ・バンクにより紹介を受けた件数

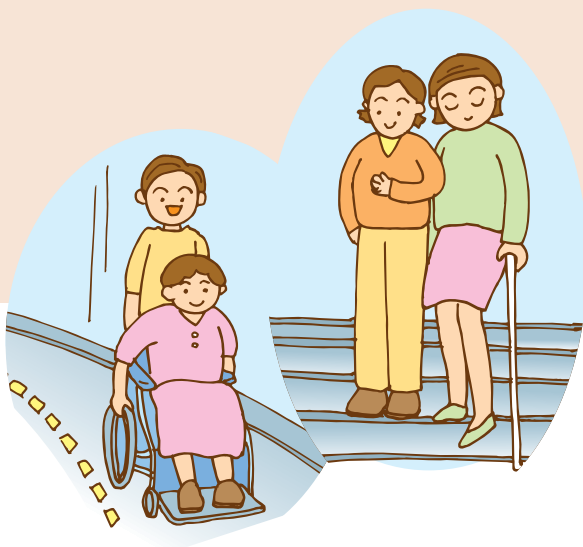
達成目標値

- ・H18・・・1,000件
- ・H22・・・4,000件

福祉のまちづくり

実施内容

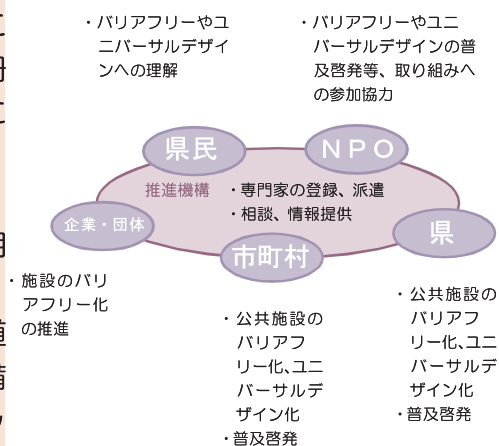
- ・岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、「心」「情報」「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを一層推進します。
- ・日常生活で不便を感じることや協力が欲しいと思うことについて、基本的なマナーや知識をまとめた啓発冊子の活用や車いす・アイマスク体験活動の実施などにより、心のバリアフリーを推進します。
- ・様々な施設のバリアフリー状況をまとめたバリアフリー施設ガイドや障害者IT機器活用支援事業の活用などにより、情報のバリアフリーを推進します。
- ・多くの人々が利用する建築物、公共交通機関の施設、道路、公園等が安全かつ円滑に利用できるように、整備基準への適合指導や適合施設へのバリアフリーステッカーの貼付表示などにより、物のバリアフリーを推進します。



指標の考え方

高齢者、障害者等が利用しやすい施設づくりがどの程度進んでいるかを表します（条例の届出により整備基準に適合したものの数）。

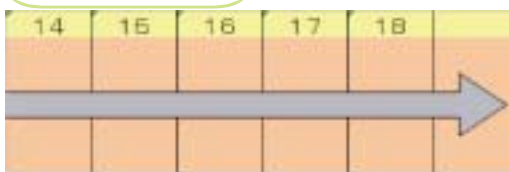
役割の分担



ねらい・効果

- ・バリアフリー社会の実現に向け、高齢者、障害者をはじめだれもが自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活することができる住みよい福祉のまちづくりを進めます。

実施時期



指標

- ・バリアフリー化された公共的施設の数

達成目標値

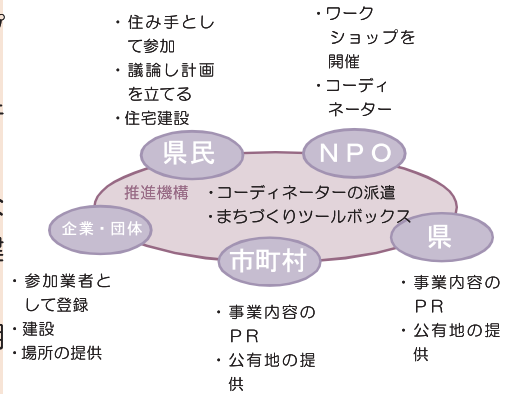
- ・H18・・・1,000施設
- ・H22・・・1,800施設

コーポラティブまちづくり

実施内容

- ・「手作りのまちづくり」のモデルとして、連続する10区画程度の戸建て住宅用地を使って、住民(予定者)と専門家が、協働でまちづくりを計画し、建設します。
- ・参加希望者と業者を募集して決定し、ワークショップ等で議論しながら計画をつくります。
- ・推進機構から派遣される専門家がコーディネートを行い、まちづくりツールボックスを活用します。
- ・道路から建物入口までの、外部に開かれた準公共的な空間や屋根などについて、ルール作りやデザイン、建設後の維持管理手法などについて決定し、建設します。
- ・建設場所には、公有地の活用も考えられ、また、定期借地制度を積極的に活用します。
- ・計画の過程や建設後の成果を、一般に公開します。

役割の分担



ねらい・効果

- ・現況：各個人が、ばらばらに建築活動を行うため、コミュニティの形成や良好な景観形成が行われにくい状況です。
- ・良好なコミュニティの形成と、ニーズに合ったまちづくりができ、定住促進につながります。
- ・手作りのまちとして、まち全体が魅力ある個性的なものとなり、周辺地域や民間活動に波及効果があります。
- ・定期借地制度や公有地の活用により、住宅取得時のコストを低減することができます。
- ・手作りのまちづくりの社会実験場として、様々な取り組みに応用することが可能です。



指標

- ・住民参加型で景観などまちづくりのルールを決めた地区の数

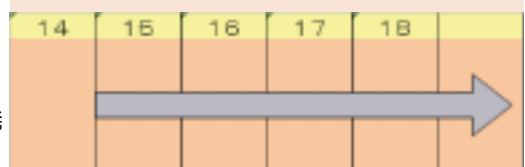
指標の考え方

本事業によるもののほか、建築協定などまちづくりのルールを自発的に決めようとするニーズを表します。

達成目標値

- ・H18・・・10地区
- ・H22・・・50地区

実施時期

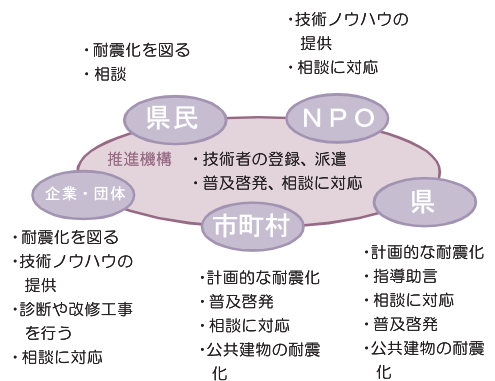


耐震まちづくり推進事業

実施内容

- ・昭和56年以前の古い基準で建てられた木造住宅の耐震化を促進します。
 - 耐震診断を行う専門家（診断員）の派遣
 - 耐震診断費用の一部を助成
 - 木造住宅密集市街地での耐震化を面的に促進するため、耐震改修費用の一部を助成

役割の分担



- ・対策が急がれる公共建物や、不特定多数の方が利用する民間建物の耐震化を、官民協働で計画的に進めます。
- ・耐震化の重要性を認識していただくために、地震に関する知識や建築物の耐震改修工法など、専門的な情報をやさしく解説した冊子の活用やイベントの実施などにより、わかりやすく情報提供します。

ねらい・効果

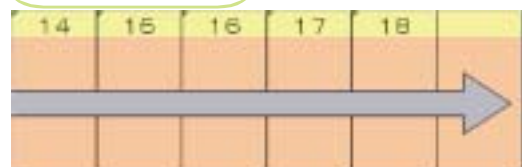
- ・現況：西日本が地震の活動期に入ったと言われ耐震対策が必要な中、建築物の耐震化が遅れている状況です。
- ・建築物の耐震化を促進し、安全なまちをつくります。
- ・情報の提供や普及啓発により、危機管理意識を高めます。
- ・地震がやってくる前の対策を強化し、震災後の人的・経済的被害を軽減します。



「じしんにつよい家・子ども実験室」
平成14年10月



実施時期



指標

- ・ Σ (各市町村の耐震化済み避難施設数(建築物) × 人口 ÷ 全避難施設数(建築物))

達成目標値

- ・H18・・・10万人
- ・H22・・・50万人

指標の考え方

震災時に供されることとなる避難施設に、安全に守られている人の割合を表します。

犯罪等対策の強化

実施内容

- ・路上犯罪の被害にあいやすい女性、子どもが安心して歩ける道路、公園や、安心して暮らせる共同住宅等の安全な環境設計のために策定した「犯罪防止のためのセキュリティデザイン指針」を普及させ、公共施設等の計画に活かして、刑法犯罪の発生を抑止するなど安全安心なまちづくりを推進します。
- ・事業の普及啓発のため、モデル地区を設定し、防犯基準を持たず公共的施設や、防犯上の留意事項による設計基準を満たした共同住宅などを安全安心まちづくりモデル事業としてPRします。

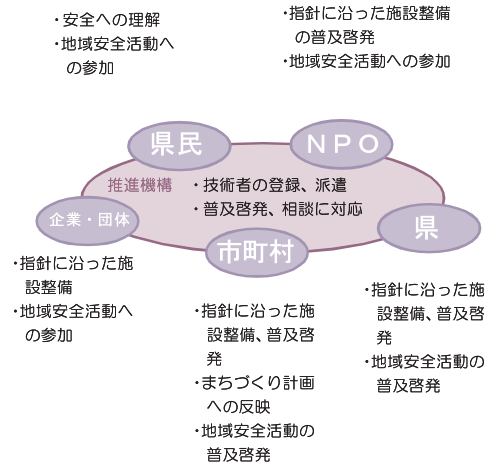


- ・県民のみなさん一人一人が安全を考え、地域安全活動を推進するため、地域安全ボランティアの活動など、「セーフティ・アップ“おかやま”」運動を展開します。

指標の考え方

指針の活用による環境整備や普及の運動がもたらす犯罪の抑止効果を表します。

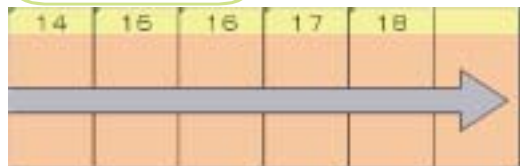
役割の分担



ねらい・効果

- ・現況：路上や公園等において女性や子ども、高齢者等を狙った犯罪が増加し、県民生活の身近な部分での安全や安心が脅かされている状況です。
- ・犯罪のおきにくい環境を整備し、犯罪発生を抑止します。
- ・防犯に関する関係機関や土木建築関係業界、地域ボランティア、地域住民等が問題意識を共有し一体となって取り組みます。

実施時期



指標

- ・刑法犯の発生件数

達成目標値

- ・H18・・・37,000件以下

まちづくり評価・監視システム

実施内容

- ・ NPO等の民間の団体や機関が、一定の基準に基づき企業活動の格付け情報や、企業が所有する工事監理データなど消費者の生活に関わる情報を整備し公開します。
- ・ 同様に、まちづくりのために、NPO等が①企業活動の監視（モニタリング）役、②企業やまちづくり活動の評価役③企業と消費者との間の相談・調停役をつとめます。

①監視（モニタリング）

例) 欠陥住宅の防止、公害や危険物発生の防止

②評価

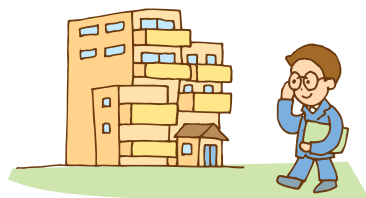
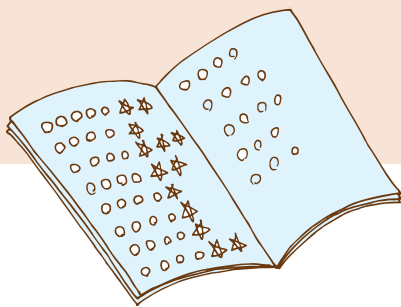
例) まちづくり活動の評価、紹介、広報
企業の地域貢献活動の評価、格付け



「インセンティブ付与制度」の創設へ（p 38）

③相談・調停役

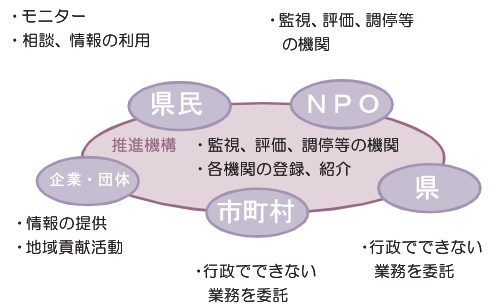
例) マンション管理上の問題やマンション建て替え、改修において住民側と企業側の間に立つ役割



指標の考え方

推進機構に登録するNPO等の数で、システムの整備状況を示します。

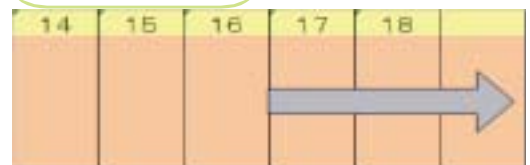
役割の分担



ねらい・効果

- ・ 現況：行政のマンパワー不足や行政であるがゆえに踏み込めない領域がある中、専門的な分野では消費者が的確な情報をつかめず不安な状況にあります。
- ・ 企業と消費者の信頼関係を生み、消費者が情報を元に適切な相手を選択できるようになります。
- ・ 民間の自発的な取り組みで、各業界の自浄作用が働くと考えられます。
- ・ 様々な分野で取り組まれることが予想されビジネスチャンスになります。

実施時期



指標

- ・ 評価・監視・調停等の機関の役割を持つNPO等の数

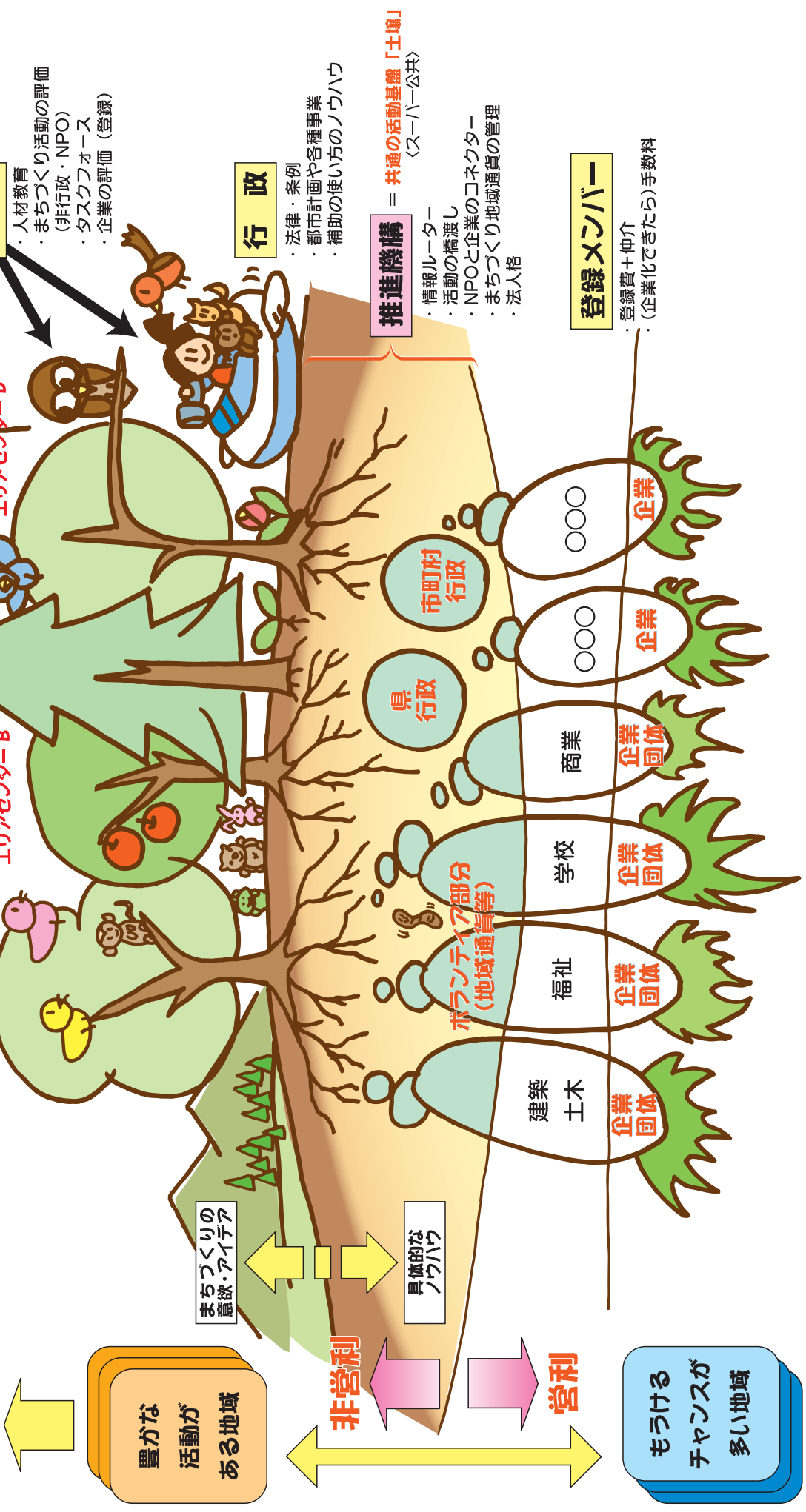
達成目標値

- ・ H18・・・2
- ・ H22・・・10

参加の仕組みのイメージ図

- 「エリアセンター」 = 「幹」 = 「街の形」
- 「果実・鳥・動物」 = 「市民、NPO活動」

“住む人が、使う人が
つくるまち”



案内人

- ・人材教育
- ・まちづくり活動の評価 (非行政・NPO)
- ・タスクフォース
- ・企業の評価 (登録)

行政

- ・法律・条例
- ・都市計画や各種事業
- ・補助の使い方のノウハウ

推進機構 = 共通の活動基盤「土壌」

- ・情報リーダー (スーパードラッグ)
- ・活動の橋渡し
- ・NPOと企業のコネクター
- ・まちづくり地域通貨の管理
- ・法人格

登録メンバー

- ・登録費+仲介 (企業化できたら)手数料

別表 「施策の一覧表」

めざす姿	基本目標	施策				
		推進機構の状態	立上げ	整備・成長	自立・発展	推進機構の機能との関係
		前期(スタートアップ・啓発的施策)	後期(具体的にまちの活動を動かしていくような施策)	2010年頃		
住む人が・使う人がつくるまち 快 通 安 心 安 全	まちづくりに参加しやすい制度や仕組みづくり ・誰もが気軽に参加できる開かれた仕組み ・まちづくり制度の整理と情報提供 ・まちづくりに携わる人材の育成	1 まちづくり推進機構				
		2 まちづくりツールボックス			登録、情報ノウハウの蓄積提供、交流、ネットワーク、人材育成	
	まちづくりの目的の共有 ・まちづくりに対する参加意欲の醸成 ・目的の共有による都市と農村等地域間 交流の促進	3 プログラム登録制度			登録、PR普及啓発	
		4 まちづくりワンコイン基金			PR普及啓発(財源)	
		5 住まいづくり支援バンク			登録、紹介、コーディネート、交流、ネットワーク	
	選択的居住の実現 ・個人のニーズに合った住宅の供給 ・街中への定住促進 ・住み替えの促進 ・住宅取得時のコスト低減 ・複数地域居住の支援	6 福祉のまちづくり			登録、紹介、人材育成、タスクフォース	
		7 コーポラティブまちづくり			登録、人材育成、タスクフォース	
	民間投資の誘導 ・良好な景観形成等魅力ある環境作り ・企業活動の触発 ・民間投資を促すインセンティブの付与	8 街並みコミッショナー制度			登録、人材育成、タスクフォース	
		9 耐震まちづくり推進事業			登録、人材育成、タスクフォース、相談	
	災害に強いまちの構築	10 犯罪等対策の強化			情報提供、相談、タスクフォース、相談	
	治安の良いまちの構築	11 まちづくり評価・監視システム			登録、紹介、情報提供、相談	
住む人が守るまちの構築						

その他の施策・事業の概要

まちづくりに参加しやすい制度や仕組みづくり	<p>まちづくり活動の表彰・評価・コンペ等 街並み賞、ガーデニング大賞、建築物賞、生け垣コンテスト、住民がプレゼンするまちづくりコンペなど、様々な賞やコンテストを実施。賞品の代わりに適切な評価をしてあげることも重要。主に市町村レベルで同様の施策は現在も行なわれている。楽しく参加がしやすい企画を行えば、子どもからお年寄りまでもが参加可能な施策である。</p>	まちづくりの目的の共有	<p>「まちづくりへの住民参加」を位置づける制度 本プランの理念を元に「住む人が・使う人がつくるまち」の「参加の手続き」や、「まちづくり基金」などの位置づけを制度的に整備する。また、市町村がまちづくりにおける行政の債務や、住民参加の手続きを保証するような条例を作るための「モデルとなる条例案」を、まちづくりツールとして用意する。</p>
	<p>祭り、文化・アートイベント 住民等の参加者が熱く一体になれるような祭りを活用したまちづくりや、文化・アートなどの住民参加によるイベントを実施。楽しく参加がしやすい。歩行者空間や道路空間の利用等における各種規制を柔軟に運用することも必要。</p>		<p>「食」と「農」の環づくり 食と農の距離が拡大しているといわれる中、農業が人の生活にとってもっと幅広い意義を持つ産業であることをPR。農業の場(体験農園、貸し農地、農園付宅地、ワーキングホリデー等)の情報を提供し、生産者と消費者の相互理解を深めたり、参加の誘導を行なう。農業の多面性の理解、元気な高齢者の育成、担い手の育成、農業従事者増による地域保全、食糧供給など幅広い効果を期待。</p>
まちづくりの目的の共有	<p>マップ、情報誌、ホームページ等の作成 生活情報誌やまちの散策マップづくりなど、まちを楽しむ情報が満載されたオリジナルの情報媒体を作成。印刷物は携帯に便利なサイズにすることが重要。また、商店街などでは、商店街及びその近辺の街の案内やPRをするコーナーを設けたり、ホームページを開設し、情報の発信を図るべき。市民によるお店の評価システムをつくりこの評価した情報を掲載することも役立つ。</p>	選択的居住の実現	<p>建物のスケルトン貸し等の手法の普及啓発 建物の「く体」のみを提供し、内部を消費者のニーズに合わせて形づくるスケルトン方式を、街中での賃貸住宅供給等で普及させる。借りるのは建物ではなく内部空間の利用権という発想を広める。</p>
	<p>地域通貨の流通 まちづくりで、活動の輪を広げたり、目的を共有するために、活用を図れば有効なツール。楽しく、地域貢献を実感しながら参加できる。</p>		<p>幼保一体等子育て支援 街中での居住を支援するため、共働き夫婦等の子どもの面倒を見る施設の整備や運営をより柔軟にするなどして、生活の自由度を広げる。</p>
まちづくりの目的の共有	<p>地域づくりの目的を共有するための制度 その地域の課題と目標を共有すれば、その地域に住んでいなくても役割を分担したり、公共施設等の利用に関して住民と同様のサービスを受けられるような制度をつくる。地域のためにできること(役割)を登録した人は、その地域内で活動し、その対価として特典が与えられる。特典は各市町村が地域の個性を活かして用意する。</p>		<p>職住近接 街中での職場の制約にも合う住宅の整備など、居住の選択肢を広げることや、ITの活用による仮想的な職住近接の実現など、街中で安心して働くことと住むことが可能となるように支援する。</p>

<p>選択的居住の実現</p>	<p>病院・福祉施設等の都市中心への立地 都市中心部で安心して住めるために、郊外に建築される傾向のある病院や福祉施設などの公益施設をすぐ近くへ立地させる。</p>		<p>「晴れの国・吉備の家」認定制度 岡山の気候風土と県産材や工法などを活かして、住宅での岡山ブランドを確立し、地域外へアピールするとともに、認定の制度で企業活動を活性化させ、県内に認定住宅を普及させる。健康、環境、バリアフリー等への配慮など、いくつかのテーマ毎にアイデアを募集し、認定の基準を設け、基準に適合する住宅には認定証(ステッカー)を発行する。</p>
	<p>定期借地借家等制度の普及啓発 公有地の活用も含め、定期借地制度を利用した住宅供給をさらに普及させる。また、未だ十分に認識されていない定期借家制度も、短期間の契約も可能であり、かつ必ず家に戻ってくるメリットを生かして、まちづくりには便利な制度であることを普及啓発する。</p>		<p>空き店舗の活用促進 市街地の空き店舗を、ボランティアやNPOに貸し出したり、地場産業展示紹介の常設場所や、チャレンジショップ、商店主によるカルチャー教室、アンテナショップ、地産地消品の紹介ショップ、交流コーナーなど、様々な目的に有効利用する。商店街の中の空き店舗も、販売店舗としての利用だけではなく、ボランティアセンターや交流広場、情報コーナーなど他にない用途に使うことで商店街全体の魅力アップを図る。</p>
	<p>狭小宅地の住み替え支援制度 企業の不動産情報と推進機構の登録バンクを連携させて、ミニ開発等で生じた狭小な宅地を、事業期間の長期化のリスクを負担する仕組みをつくり、転出希望者から一時取得して分合し、適正規模のロットとして蘇らせる。</p>	<p>民間投資の誘導</p>	<p>商店街等における高齢者等への対応 商店街組合等が電動スクーターを導入したり、インターネットを活用した宅配の受発注システムの実施や、商店街と住宅地等を結ぶ買い物バスを運行すること等により、高齢者等に利用しやすい環境を整備する。</p>
	<p>ITによる複数地域居住の支援 都市部に住む住民が多自然居住を求めて、県北の自然豊かな地にもう1軒家を構えるといった複数居住を実現するにあたって、SOHOで仕事の問題をカバーしたり、留守中の家のセキュリティを監視したりなど、ITを活用した仕組みでこれを支援する。</p>		<p>中心市街地の環境保全対策 地域が共同してリサイクルシステムに取り組むための研究を進めるとともに、空き缶回収機やペットボトル回収機等を設置したりリサイクルステーションを運営する。</p>
<p>民間投資の誘導</p>	<p>市街地再開発事業の促進 狭小な敷地の共同化や建築物の高層化等により、都市における良好な住環境の創設、商業・業務機能の集積を図るため市街地再開発事業を促進する。</p>		<p>都市交通の整備(自転車道、歩道、路面電車等) 自転車道、歩道、路面電車等の整備により、自転車や路面電車を中心的な都市交通の手段とするまちづくりや、歩いて楽しめるまちづくりを行なう。社会実験を行いながら整備していく。</p>

民間投資の誘導	<p>本物指向の店舗集積 東京の有名ショップを進出させて集積化を図ったり、有名な飲食店を集めたり、小回りの利く人の顔が見えるつきあいのできる専門店を集積するなど、本物指向の商業地区をつくる。IT活用で、仮想的に東京老舗料理店のレシピどおりの料理を出したり、東京の有名ブティックにしか置いていない洋服を大画面で仮想的に試着して購入するなどの方法も考えられる。</p>	安全ネットワーク社会の構築	<p>防災情報の公開 ハザードマップ等の、危険が想定される地域的な情報や、地下空間における浸水対策ガイドライン等の防災の設計指針など、防災に関する情報を積極的に公開する。</p>
	<p>人が集う・交流する空間の整備 パティオ(中庭広場)などを囲む形の市街地形成をし、この広場でいろいろな催しなどを通じて人々が交流する。また、同じ目的でストリート的な公共空間も整備。人が交流し、フリーマーケット、イベント、路上パフォーマンスなど様々な利用用途に使える公共空間とする。</p>		<p>「岡山県建築物安全安心実施計画」の推進完了検査の徹底・中間検査の導入による建築規制の実効性の確保や、違法な危険建築物の情報提供等を実施する。</p>
	<p>駐車場・駐輪場の整備(安価、時間拡大) 市街地の活性化のため、駐車場の不便さや、歩行者空間を占拠する駐輪などの問題を解決する。料金の安い駐車場のある地区へ人が流れる傾向があるため、より安い料金で、営業時間を拡大する。駐輪場の整備は、行政による積極的な取り組みが必要。</p>		<p>総合的な暴走族対策の推進 条例による暴走族追放のための施策の推進などにより、安心して快適に生活できる環境をつくる。</p>
	<p>民間投資を促すインセンティブ付与の制度 企業の社会貢献的な活動に対して、各分野での格付けによる特典や、建築物の建築規制の緩和など、インセンティブを与える制度を設ける。</p>		<p>ライフエリア内関わり合い運動 半径500mのライフエリア内で地域コミュニティを確立し、災害時など、個々人では対処できない事態にも助け合うことができるように日頃から備える。</p>
安全ネットワーク社会の構築	<p>危機管理体制の強化 今後発生が予測される南海地震等をはじめとした大規模災害等による被害を最小限にとどめるため、IT等の活用により迅速的確な対応を目的とした災害対策本部機能の強化・充実、中四国における広域的な防災体制の連携強化、自主防災組織の育成強化、備蓄等の地域危機管理基盤の整備など危機管理体制の強化を行う。</p>		<p>民間警備組織の充実 ガーディアンズにみられるような、自主防災・防犯組織を各地に展開し、自らの手で街を守る。</p> <p>災害時のボランティアネットワーク 災害時に活躍するボランティアやボランティアコーディネーターのネットワーク化を図り、非常時に迅速に効果的に行えるよう備える。</p>

県民の皆さんからいただいた主な意見

I まちづくり推進の基本的方向

- まちづくり活動を行う立場として、このようなプランができることを大変うれしく思う。
- 基本的方向はそのとおりだと思い賛同する。

II 快適安心まちづくりの目標

- NPO主体でまちづくりを企画することが地域のまちづくりの活性化になると思う。
- 行政はまちづくり関係NPOと協力体制を築き、市町村レベルでの認知・理解を深めていくことが最良。

III まちづくり行動計画

- 推進機構は行政主体ではなくNPO等を中心とし、自分たちが住んでいる自分たちのまちづくりを意識できればよいと考える。
- 参加の仕組みにより、まちづくり活動を支援する場合は、何にでも支援するのではなく、地域の努力に対して支援するものにする必要がある。

IV 総合的な推進方策

- まちづくりの活動者は、それぞれのネットワークがないことが問題。これをつくるのに労力を要する。
- 非営利＝ボランティア＝無償という図式がどこかに芽生えている風潮があるが、資金がなく身動きがとれない団体が多いと思う。
- 立ち上げ段階は情報バンク的なところからスタートすることに賛同する。成長・発展段階で機能するには、情報を預けたり登録を受ける側にメリットを感じさせるものがなければならない。

「おかやま快適安心まちづくり推進プラン」策定の流れ

本プランが、県内の幅広い意見を反映させた、具体的で実効性のあるものとするため、関連する分野の民間識者による委員会と作業部会を設置し、まちづくりのあり方について知事が諮問を行い、答申として様々な提案を得ました。

平成14年11月26日 知事諮問
 おかやまにおける快適安心まちづくりの推進について
 1 快適・安心・安全なまちづくりのあり方
 2 まちづくりの具体的施策・事業
 3 まちづくりの総合的な推進方策

日 時	内 容
平成14年11月26日	第1回策定委員会 ・論点の整理
平成14年11月28日	第1回作業部会 ・4つのテーマについて4つの班で検討
平成14年12月17日～20日	第2回作業部会 ・3つのテーマについて3つの班で検討
平成15年1月15日～20日	第3回作業部会 ・施策具体化等について3つの班で検討
平成15年1月23日	第2回策定委員会 ・中間取りまとめ
平成15年2月17日～20日	第4回作業部会 ・施策の具体化、推進機構について3つの班で検討
平成15年3月11日	第3回策定委員会 ・答申に向けた検討

第1回策定委員会の様子



平成15年3月31日 答申

策定委員会委員名簿

(50音順)

氏 名	所属団体・職名等
猪木 健二	岡山弁護士会岡山仲裁センター副委員長
廣 藤 隆	路面電車と都市の未来を考える会副会長
中村 良平	岡山大学経済学部教授
福武 雄一郎	(株)ベネッセコーポレーション代表取締役社長
藤野 茂樹	(社)岡山県住宅地供給協会理事長
柳 誠二	(社)岡山県建築士事務所協会会長

以上6名

作業部会委員名簿

部門	氏名	所属団体・職名等
建築関係	中村 謙二	(社)岡山県建築士会・地域づくりフォーラム21部会長
	花田 剛之	(社)岡山県建築士会・地域貢献活動センター小委員会委員長
	山崎 真由美	(社)岡山県建築士会・女性部会幹事
	貞田 茂	(社)岡山県建築士事務所協会・副会長
住宅関係	洗井 健一	(社)岡山県建築士事務所協会・理事
	吉田 邦光	プレハブ建築岡山地区連絡協議会・代表幹事
	渋谷 俊彦	山陽学園短期大学生活デザイン学科・助教/建築士会評議員
	新谷 雅之	住まいづくりの会・代表/建築士会常務理事
不動産関係	角南 純一郎	(社)岡山県不動産協会・常任理事
	城本 修治	(社)岡山県宅地建物取引業協会・常任理事
産業関係	峯平 隆弘	株式会社グランドホテルグループ・代表取締役社長
	三城 誠子	株式会社日輪・代表取締役社長
	芝村 啓三	株式会社吉備高原さつき育英会・代表取締役社長
NPO・まちづくり関係	仲田 芳人	ネットワークあしん・会長
	藤田 佳篤	(社)岡山県建築士会・地域貢献活動センター委員会副委員長
	中田 利幸	岡山建築設計クラブ・代表幹事
行政関係	徳田 恭子	旧日銀岡山支店を活かす会・常任委員
	定藤 泰弘	(財)岡山県老人クラブ連合会・常務理事
	石田 尚昭	岡山市企画局総合政策部事業政策課心活性化対策室・室長
	小西 康夫	倉敷市建設局都市開発部市街地開発課・主任
	安達 悦久	新見市建設経済部農林課・係長
	内田 啓三	津山市建設部都市計画課・企画主幹
森山 純一	備前市産業建設部都市整備課・課長	

答申の様子



赤やま快適安心まちづくり推進プラン策定委員会答申の概要

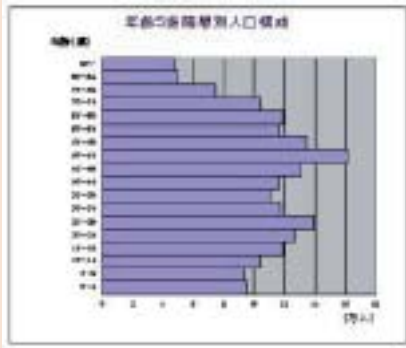
県では、全庁的な推進組織「岡山県快適安心まちづくり推進会議」を設置し、策定委員会及び作業部会からいただいた答申を基に、プランの内容を検討しました。

この会議でとりまとめたプラン（案）に対する県民意見の募集（パブリックコメント）の手続きを経て、最終的にプランとしてまとめられました。

日 時	内 容
平成15年 3月10日	第1回岡山県快適安心まちづくり推進会議
平成15年 3月20日	岡山県快適安心まちづくり推進会議WG会議
平成15年 4月22日	岡山県快適安心まちづくり推進会議WG会議
平成15年 5月28日	岡山県快適安心まちづくり推進会議WG会議

岡山の現状を表す指標

少子高齢化



岡山県の総人口は、平成12年10月現在で約196万人であり、昭和60年に190万人を突破して以来、ほぼ横這い状態となっています。総人口の年齢別構成比をみると、50歳代が最も多く、年少者が少ないことがわかります。また、高齢者人口(65歳以上人口)は39万人、高齢化率は20.2%となっています。

都市部への人口集中

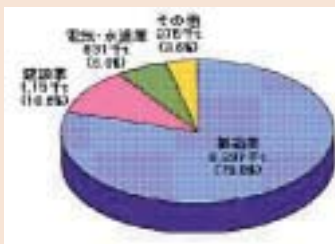
地方振興局別人口

地方振興局	人口(人)	占有率(%)
岡山局	701,643	35.9
東播磨局	118,943	6.1
倉敷局	537,407	27.4
井原局	170,902	8.7
清見局	55,722	2.8
岡新局	30,030	1.5
赤松局	40,099	2.0
瀬山局	144,085	7.4
瀬高局	62,265	3.2
合計	1,958,403	100.0

(H12.10現在)

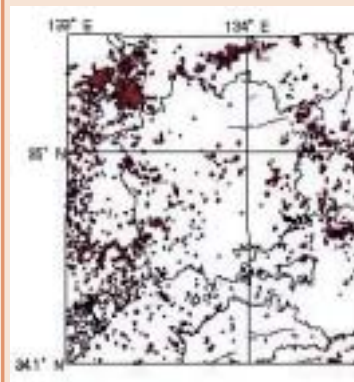
岡山県の人口を地方振興局別の占有率で見ると、岡山局と倉敷局管内で67%以上を占め、都市部へ人口が集中する傾向にあります。そのほか公共公益施設をはじめとした利便施設も、都市部に集中しているといえます。

産業廃棄物の業種別発生量



建設廃棄物は、産業廃棄物全体の約11%を占めており、この排出抑制については、社会問題化しています。折りしも、平成14年度より、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が施行され、建設工事の実施にあたっては、「分別」と「リサイクル」が必要となりました。

岡山県周辺での地震活動状況



兵庫県南部地震以降、鳥取県西部地震、芸予地震等の大規模地震が頻発しており、西日本は地震活動期に入ったといわれています。地震等による被害を最小限にとどめるためには、県民一人ひとりによる対策や日頃からの防災への心がけが大変重要です。特に建築物は、県民の生活に直結しており、災害に強い安全なまちづくりを進めていく必要があります。

全国で10位内にランクインする指標(「101の指標からみた岡山県(平成14年度版)」から)

- 降水量1mm未満の日数(平年値) 1位(275.9日)
- 人口千人あたり出生率 6位(9.7人)
- 鉱業生産額 10位(25,039百万円)
- 美術館の数 3位(17館)
- 地域公共ネットワーク整備率 1位(91.1%)
(地域公共ネットワーク:市町村役場、学校、図書館、公民館等公共施設を結ぶ通信ネットワーク)
- 高速自動車国道延長 6位(289.7km)
- 女性の平均寿命 6位(85.25年)

用語の解説

グローバル化（→P 3）

世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいう。＝グローバルイゼーション。

ローカライゼーション（→P 3）

局地化。本プランでは各地域毎に特色を与えることを指す。

NPO [nonprofit organization]（→P 4）

非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

インフラ（→P 5）

インフラストラクチャー。社会生活の基盤となる構造物の総称。ダム・道路・港湾・鉄道・通信施設などの産業基盤、学校・病院・公園などの社会福祉や環境の施設をいう。

ユニバーサルデザイン（UD）（→P 6）

年齢、性別、身体、言語等に関わりなく最初から誰にでも全ての人に利用しやすいものとする考え。

コミュニティビジネス（→P 7）

営利を第一とするビジネスと、ボランティア活動の中間領域的なビジネスで、住民主体の地域密着型・適正規模のビジネス。地域コミュニティの再生という視点でよく使われる用語。

スタートアップ（→P 8）

新事業等の起ち上げ。

検索エンジン（→P 9）

情報を自動的に検索し収集を行う。

タスクフォース（→P 9）

機動部隊。プロジェクトチーム。

シンクタンク（→P 9）

政策研究機関。社会問題の調査分析と解決のための提言を行う研究機関。

ツールボックス（→P 10）

工具箱。工具箱。本プランで想定しているのは、まちづくりの各種制度の情報、それを活用する虎の巻、地域の情報、参加者へプレゼンテーションする道具、ワークショップの小道具などをパッケージしたもの。

複数地域居住（→P 12）

複数の地域に居住すること。マルチハビテーション。

SOHO [Small Office Home Office]（→P 13）

パソコンやインターネットを使って、在宅勤務も含めた小規模なオフィスでの勤務形態のこと。

インセンティブ（→P 14）

誘因。目標を達成するための刺激。

コーポラティブ（→P 14）

入居者が協同組合を設立し、集合住宅を建設する方式。本プランの施策でモデル的に実施することを想定しているのは、住み手が計画段階から参加して協働で進める意味で、必ずしも組合型にはこだわっていない。

コミッショナー（→P 14）

権限を与えられた人。裁断権を持つ最高権威者。

ボトムアップ（→P 18）

企業経営などで、下位から上位への発議で意思決定がなされる管理方式。

あとかき

誰もが安心して住み、自由に出かけられる人にやさしく快適で安心なまちづくりを推進するため、「おかやま快適安心まちづくり推進プラン策定委員会・作業部会」からの提案や県民の皆さんからいただいたご意見をもとに、岡山県快適安心まちづくり推進会議で検討を行ってまいりました。

その結果として、まちづくりの指針となる「おかやま快適安心まちづくり推進プラン」を策定したものです。

策定にあたりご意見をいただいた皆様には、心からお礼を申し上げます。

県では、このプランに基づき、全庁的な体制で取り組み、様々な施策・事業を、県民の皆さんやNPO、企業等と連携して実施してまいりたいと考えておりますので、共に手を携え、「住む人が・使う人がつくるまち」づくりを積極的に進めていきましょう。

岡山県快適安心まちづくり推進会議

会長 山中 義之
(岡山県土木部長)